

新監査公表第10号

令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和5年12月26日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

令和2年度包括外部監査テーマ
 「農業政策に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

監査結果報告書の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等		
			第1回	第2回	第3回
149	農村整備・水産振興課（旧農村整備・水産課）	<p>指摘25 3-27 用排水浄化対策事業</p> <p><u>河川管理者である県に対して、事業費の一部を寄附金として支払う形式は、負担金を禁止した河川法の趣旨との関係において、その妥当性に疑問がある。</u></p> <p>市が県に支払う鳥屋野潟用水対策寄附金について、任意の協力費と位置づけて、寄附金として支払う形式は、地元市町村から負担金を徴収し得る規定がない河川法との関係において、直ちに違法とまではいえないとしても、その妥当性に疑問があると言わざるを得ない。</p> <p>水質改善に果たした鳥屋野潟浄化事業の役割の大きさに鑑みると、本</p>	<p>鳥屋野潟は、周辺に多くの公共施設や公園が整備され、本市都市部における市民の憩いの場となっています。しかしながら、1970年代をピークに水質の悪化が顕著となり、1977年以降は、この浄化用水導水事業を始めとする様々な対策により、徐々に水質は改善されてきました。この浄化事業は県が行っており、これに係る本市経費は、任意の寄附金として拠出してきました。これは、経緯が関係市町村から河川管理者である県へ要請した</p>	<p>寄附金によらない執行の在り方について、県と協議を行っていますが、河川法との関係性から、未だ結論を出せていません。</p> <p>鳥屋野潟の環境保全及びこれによる市民利益を確保するため、継続して本事業が実施できるよう、事業費の負担方法について引き続き県と協議を進めていきます。</p> <p>【検討中】</p>	<p>寄附金形式による事業費負担の見直しについて、県との協議を重ねてきましたが、現在まで代替案は見つかりませんでした。</p> <p>鳥屋野潟浄化事業は、周辺の市民及び農業用水利用者からの強い要望を受けて、関係市町村（新潟市、旧亀田町、旧横越町）が、環境保全及び産業復興の立場から浄化事業を県に実施要望した経緯があります。</p> <p>鳥屋野潟の浄化を目的とした当該事業は、複数の市町村に跨る一般的な河川事業と異なる</p>

		事業は今後も継続が求められるが、寄附金形式による事業費負担については、県と見直しに向けた協議が望まれる。	ことに端を発するということや、水質悪化の主な原因が、本市の生活雑排水や農業排水の流入であることなどを理由としています。今後は、これまでどおり、鳥屋野潟の環境保全及びこれによる市民利益を確保できるよう、浄化事業を継続する方向で県と協議していくと共に、寄附金によらない執行の在り方について、ご指摘を受けて以後、すぐに県と協議を始めています。		り、本市と河川管理者が一体となって取り組むべきものであって、事業を継続実施していくために、市が自主的に経費の一部を負担することは河川法の趣旨に反しないものと考えます。
			【検討中】		【不措置】
212	食と花の推進課	<p>指摘30 6-10 3施設管理運営</p> <p>貼付すべき備品シールが全ての備品に貼られていないなど、備品管理が行き届いていない。</p> <p>全ての備品に、備品シールが貼られていなかったのので、改善された。</p>	<p>指定管理者と協働で、備品台帳に基づく現物確認を実施しており、令和3年度中に、全ての備品（3施設合計で1,227品）にシールの貼付を行います。</p> <p>【検討中】</p>	<p>指定管理者と協働で、備品台帳に基づく現物確認を実施しましたが、想定以上に時間がかかり、確認作業は令和4年5月に完了しました。確認結果を基に、令和4年度中にシールの貼付を行います。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和4年度中に、備品台帳に掲載されている備品へのシールの貼付を完了しました。</p> <p>【措置済み】</p>

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。